

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 憲幸会
主たる事務所の所在地	〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字十日市85番地
代表者（職名・氏名）	理事長 佐藤 義雄
設立年月日	平成9年12月1日
電話番号	0197-51-2151

### 2. 小規模保育所の概要

施設の名称	サンタ・るう夢
施設の所在地	〒023-0055 岩手県奥州市水沢字虚空蔵小路1番地1
電話番号	0197-47-3100
指定年月日・事業所番号	令和2年12月1日
利用定員	12名
通常の事業の実施地域	奥州市

### 3. 事業の目的と運営の方針

#### 事業の目的

サンタ・るう夢（以下「当保育所」という）は、乳幼児の健全な育成を望み、適正な養育の一部を支援することを目的とします。

#### 運営の方針

- ・子どもの意思及び人格を尊重し、常に子育て世代のニーズに沿った保育を提供するよう努めます。
- ・当保育所は、地域社会及び家庭の結び付きを重視した運営を行い、保護者の信頼を得られるよう努めます。

#### 保育理念

“しっかりだいて そっとおろして ふわりみちびく”

子ども一人一人の心に寄り添いながらしっかりと抱き、信頼関係を育み深めます。そして、その腕の中から自然に離れ歩いていく子どもたちを温かく見守りながら、保護者の皆様と共に子どもの成長を支え、育てていきます。

#### 保育目標

- ・体を動かしあそぶ子
- ・たくさん食べる子
- ・ぐっすり眠る子

存分に自己を発揮することで生活リズムが安定し、健康な心身が育ちます。そして周りの人々に認められる経験を積み重ね、自己肯定感が育ち、生きる力へと成長していきます。

#### 4. 開所日時

- 開所時間 7時00分～18時00分まで
- 保育時間 (1) 標準時間保育 7時00分～18時00分まで  
(2) 短時間保育 8時30分～16時30分まで  
・育児休暇中の保護者の方は、仕事が始まるまで短時間保育となります。
- 延長時間 (1) 標準時間保育 18時00分～19時00分まで  
(2) 短時間保育 ①7時00分～8時30分まで  
②16時30分～18時00分まで  
・延長保育をご利用になる場合、実費をいただきます。金額等については別紙をご参照ください。  
・延長保育のご利用につきましては、登園時に職員にお知らせください。急な利用となる場合は、電話での早めのご連絡をお願いします。
- 休日 (1) 日曜・祝祭日  
(2) 年末年始休日 12月29日～1月3日  
・大規模災害等で、開所が困難と判断した場合、休園となります。

※土曜保育をご利用の方は「土曜保育用紙」へのご記入、ご提出をお願いします。

#### 5. 職員体制

従事者の職種	園長	保育士	子育て支援員	事務職員	調理師	調理員
該当職員数	1名	5名	2名	1名	1名	1名

※予定人数です。法令の最低基準以上の職員体制を整えております。

#### 6. 保育の内容

##### (1) 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育指針に基づき、子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて特定地域型保育を提供します。

##### (2) 特別保育事業

延長保育： 多様な仕事時間に柔軟に対応し、通常保育時間外の保育を行います。

一時預かり保育： 在宅育児家庭での、保護者の冠婚葬祭や疾病、災害など、一時的に家庭で保育が困難となる時や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、9時～17時までの間、一時的にお子様をお預かりします。

#### 7. 年間の主な行事

4月	入園式 進級式	10月	秋の遠足
5月	ミニ遠足	11月	
6月		12月	保育参観
7月	プール開き	1月	小正月あそび
8月	夏まつり	2月	節分
9月		3月	ひな祭り お別れ会 卒園式

※身体測定、避難訓練は毎月行います。

※園児の誕生月には、誕生会を行います。

※上記の行事について、極力変更のないようにいたしますが、やむを得ず変更となる場合にはご了承ください。

## 8. 健康について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことは、特に重要です。子どもがよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考にし、かかりつけ医師の診断に従い、園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

### 【保育所における感染症対策ガイドライン 厚生労働省 参照】

病名	登園の目安
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過していること
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過していること
コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過していること ※無症状の場合、検体採取日を 0 日目として、5 日経過すること
風しん	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の主要症状が消失した後 2 日を経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失してから、または 5 日間の適正な抗菌薬による治療を終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O(+)157・026・0111 等)	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染のおそれがないと認められていること
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

## ○健康診断

内科健診… 年2回（所見ありと診断された場合にはかかりつけの医師の診断を受け、職員に診断結果をお知らせください）

歯科健診… 年2回（同上）

身体測定… 毎月

○日中に37.8度以上の発熱があった場合には、保護者にご連絡します。緊急連絡先にはお迎えが可能な方を3名ご記入いただきます。連絡先が変更になる場合には必ずお知らせください。

○いつもと違う体調の変化がありましたら、必ず口頭にてお知らせください。

○麻しんや水ぼうそうなど、感染症と診断された場合は、速やかにご連絡をお願いします。

○前日午後以降、37.8度以上の熱があった場合には、翌日の登園を控え、ご家庭で様子を見ていただくようお願いいたします。

○予防接種後の登園はお控えください。

○園で体調に異常を見つけた場合は、連絡しますので速やかに医師の診断を受けてください。

- ・発熱があったとき（特に乳児は体調が悪化し入院に至る場合も多いため、早めに連絡させていただきます）
- ・嘔吐や複数回の下痢があり、ぐったりしているとき
- ・感染症が疑われるとき

○保育中のけがについて

保育士が適切な対処を行い、保護者に連絡を入れた後、必要に応じて医療機関を受診します。

※万が一の事故に備えて、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の保険に加入しています。

○薬のお預かりについて

当保育所では、病院から処方された薬に限りお預かりします。薬の持参については、下記の通りお願い致します。

- ・持参された薬には、必ず記名をお願いします。
- ・お薬説明書の写しをご持参ください（写しを用意できないときは原本をお持ちください。当保育所でコピーし、降園時にお返しします）。
- ・「お薬連絡票」の記入をお願いします（玄関に常備しています）。
- ・シロップは必ず1回分ずつ容器に入れてください。粉薬も1回分に分けてください。
- ・塗り薬、点眼薬については、処方された容器のままでかまいません。
- ・薬があることを職員に口頭でお伝えいただき、手渡しをお願いします。
- ・当日朝に通院後の登園の場合、その日の服薬は園ではできかねます。
- ・長期使用の場合、「お薬連絡票」は月1回の記入となります。
- ・「お薬連絡票」の記入漏れがある、薬を1回分に分けていない等、不明な点があるときには、電話で確認させていただきます。連絡が取れない場合は、薬を使用しないことがあります。
- ・気管支ぜんそく等の吸入薬はお預かりできません。

○園医紹介

小児科医： 半井 潔 先生

歯科医： 箱崎 浩介 先生

## 9. 安全に、快適に過ごすために

- 当日欠席する場合、または登園が遅れる場合は、9時までに連絡をお願いします。
- 園児の送迎は保護者の方が行ってください。やむを得ず保護者以外の方がお迎えに来る際には、事前に電話等でお知らせください。名前を確認させていただき、お子様を安全にお返しします。
- 登降園時、駐車場と当保育所の間を行き来する際は必ずお子様と手をつないでいただくようお願いいたします。
- 保護者の勤務先、連絡先は明確にお知らせください。また、変更となった場合は速やかにお知らせください。
- 登降園時、車から離れる際は必ずエンジンを切り、鍵はかけてください。駐車場での盗難、接触等あらゆる事故において責任は負いかねます。
- 入園当初の保育期間は、可能な限り慣らし保育とし、新しい生活が子どもにとって負担とならないよう努めますので、ご協力をお願いします。
- 園から貸し出した衣服は、洗濯をして、3日以内に返却してください。
- フード付きの上着は、危険が生じるため、園での着用はお控えください。
- おうちの方がお休みの時は、お子様と一緒に家庭でゆっくりとお過ごしください。愛情をたっぷり受けることで、子どもの心が安定し、集団生活を楽しくのびのびと過ごすことができます。

## 10. 給食

完全給食で、地産地消の体に良い「おいしい」「子どもが笑顔になる」食事を通して元気な体作りをしています。

☆食への興味、関心を育てます

簡単で安全なクッキングを楽しみ、様々な食材に触れることで、食べる意欲へと結びつきます

☆野菜の生長を見守ります

苗植えから収穫までを体験し、食材を作る人やお店の人、調理する人に感謝の気持ちを持ち、食の大切さを知ります。

☆食事のマナー、そして心を育てます

“みんなで一緒に食べる”ことで、人との関わりを広げ、互いに刺激を受けながら簡単な食事のマナーを身につけたり、食べられなかった食品を食べてみようとする意欲が育ちます。

- 離乳食は、子どもの発達に応じて、ご家庭と連携を取りながら提供します。なお、離乳初期（1回食ゴックン期）は、ご家庭で進めていただきます。
- 食物アレルギーがある場合は、職員にお伝えください。除去食を提供いたします。
- 毎月「献立表」を発行します。
- 毎月最終土曜日は調理器具、食器等の消毒を行うため、手作り弁当をご持参ください。

## 1 1. 非常災害対策

消防計画作成（変更）届出書… 奥州市金ヶ崎行政事務組合消防本部水沢消防署への書類提出

避難訓練の実施

- ・火災及び地震を想定した訓練… 毎月
- ・不審者侵入を想定した訓練 … 年1回
- ・水害を想定した訓練 … 年1回

防災設備の設置と点検

- ・消火器
- ・誘導灯
- ・拡声器

避難訓練

- ・第1避難場所 斜め向かい空き地
- ・第2避難場所 日高神社 砂利駐車場
- ・第3避難場所 みんなの居場所「吉小路」 砂利駐車場

## 1 2. 非常災害時の連絡方法

予想を超える大きな地震、異常気象での洪水等、災害には万全の構えが必要です。

災害時は、固定電話、携帯電話ともに大変混み合い、つながりにくい状況となります。その場合は、子どもたちの安全確保のため、速やかにお迎えに来てくださるようお願い致します。

※園生活において、保育時間中に保育者が正常な保育並びに安全管理を行ったにもかかわらず天災、地変、その他予測できない事故が起きた場合、その事故に対しての責任は負いかねます。

## 1 3. 秘密保持のための措置

○当保育所では、就業規則の中で「守秘義務」を職員に課し、個人情報等を漏らさないよう厳重に管理しています。また、在職中はもちろん、退職後も職務上知り得た保育所内の情報や、お子様、ご家庭に関する情報を外部に公開することはありません。

○当保育所で撮影した写真は、サンタだよりや SNS（Instagram）掲載に使用することがあります。掲載を断られる方は、職員にお話してください。

## 1 4. 苦情相談窓口

皆様からのご意見や苦情を受け付けております。意見箱を玄関に設置しておりますので、ご投函ください。解決に努めてまいります。

苦情相談窓口 園長 亀卦川 知子

苦情相談受付 保育士 小原 明美

## 1 5. 虐待防止対策

当保育所は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制を整えるとともに、職員の研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。

- ・小さな気づきを指摘しあえる風土づくり
- ・早期発見のため、職員間で情報交換を行う
- ・子どもの安全を最優先に

## 16. 園生活に必要なもの

○通園カバン（自由）…連絡帳、おたより、着替え等を入れます。

○食事

- ・0歳児…離乳食が始まりましたら、食事用タオル1枚、食事用エプロン1枚
- ・1歳児…離乳食が終了し幼児食になるときから、食事用タオル3枚、食事用エプロン3枚
- ・2歳児…食事用タオル3枚、食事用エプロン3枚（成長により、年度後半はエプロンは不要になってきます）

○着替え（下着を含む3セット）

○おむつ（1日の使用分）

○おしり拭き

○睡眠用布団…敷き布団、掛け布団、毛布、タオルケット（季節により必要に応じて）

\*週末に持ち帰りとなりますので、洗濯、天日干しをお願いします。

○汚れたタオル、衣服等を入れるビニール袋

○前日に持ち帰った枚数分の着替え

※持ち物、衣類などすべてに必ず記名をお願いします。無記名のものには、こちらで記入させていただきます場合があります。

## 17. 利用者負担額等の納付方法

○園児が居住する市町村が定める額の利用者負担額の納付は、社会福祉法人憲幸会への口座振替となります。但し、ご相談に応じ、現金払等にも対応いたします。

○利用者負担額を現金で納付する場合、ご利用月の翌月末までにご納付ください。

○延長保育利用料は、現金での納付となります。ご利用月の翌月末までにご納付ください。

## デイリープログラム

時間	0歳	1、2歳
7：00	開所 順次登園、視診、検温 遊び 一人一人に応じて授乳、睡眠	開所 順次登園、視診、検温 自由遊び
9：45	散歩、遊び	おやつ（牛乳） 朝の集まり
10：00	☆五感を刺激するような遊びを取り入れていきます。 離乳食	主活動 ☆様々な体験を通して心身の成長へとつなげます。
11：15	☆一人一人の生活リズムに合わせて食事をします。 睡眠	昼食
12：00	☆一人一人の生活リズムに合わせて睡眠を取ります。	お昼寝
14：45	起床、検温 授乳	起床、検温
15：00	遊び	おやつ
15：30		帰りの集まり 自由遊び
16：30	順次降園	順次降園
18：00	延長保育	延長保育
19：00		

**別紙**

サンタ・るう夢  
延長保育の取扱いについて

1. 延長保育時間

7:00	開所時間		18:00	19:00
標準時間認定利用時間 (11 時間) 7:00～18:00			延長保育 C 18:00～ 19:00	
延長保育 A 7:00～ 8:30	短時間認定利用時間 (8 時間) 8:30～16:30		延長保育 B 16:30～ 18:00	
7:00	8:30	16:30	18:00	19:00

○利用可能時間帯

- ・標準時間保育…延長保育 C
- ・短時間保育 …延長保育 A、B、C

※延長保育をご利用になる場合、あらかじめ延長保育利用申込書の提出をお願いします。また、急なご利用の際にも、園へのご連絡をお願いいたします。

2. 利用料金

	短時間保育	標準時間保育
利用料 A、B(各 1 回)	500 円	
利用料 A、B(月額) (月合計 7 回以上利用)	3,500 円	
利用料 C (1 回)	500 円	

※短時間保育での延長保育利用について、延長保育 A および B のご利用が月合計 7 回以上になった場合、その月の利用料金は月額に切り替わります。ただし、月額に切り替えた後も、延長保育 C 利用分は 1 回ご利用ごとに加算されます。

○事前に申請していても延長保育のご利用がない場合、利用料金はいただきません。

○事前に申請していなくても認定利用時間を超過した場合、利用料金を徴収させていただきます。

○延長保育利用料金は現金での納付となります。ご利用月の翌月末までにご納付ください。

社会福祉法人 憲幸会  
サンタ・るう夢  
重要事項の説明にかかる同意書

当保育所における保育の提供にあたり、『サンタ・るう夢 重要事項説明書』に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

運営事業者

所在地 岩手県奥州市水沢字虚空蔵小路 1

番地 1

施設名 サンタ・るう夢

園長 亀卦川 知子

説明者 \_\_\_\_\_

(自筆の場合は捺印不要)

私は、サンタ・るう夢の利用にあたって、『サンタ・るう夢 重要事項説明書』を受領し、重要事項の説明を受け、内容を確認し同意いたしました。

令和 年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

(自筆の場合は捺印不要)

児童氏名 \_\_\_\_\_

児童との関係 \_\_\_\_\_